

納税カレンダー（令和7年度）

税目			納税月													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
			納期限、 口座引落日	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	1/5	2/2	3/2	3/31	
個人市民税 県 民 税	普通徴収	期別納付			1 期		2 期		3 期			4 期				
		一括納付			一括											
	特別徴収	給 与	翌月の 10 日まで													
		退 職 金	支払った月の翌月の 10 日まで													
		公的年金	1 回		2 回		3 回		4 回		5 回		6 回			
法 人 市 民 税			事業年度終了日の翌日から 2 か月以内													
固定資産税	期 別 納 付	1 期			2 期						3 期		4 期			
都市計画税	一 括 納 付	一括														
軽自動車税 (種別割)	年 税 ※ 一括納付のみ		1 回													
軽自動車税 (環境性能割)			軽自動車の取得日から 15 日を経過する日まで													
市 た ば こ 税			売渡した月の翌月の末日まで													
鉱 産 税			売渡した月の翌月の 15 日から末日まで													
入 湯 税			入湯した月の翌月の 15 日まで													
事 業 所 税	法 人	事業年度終了の日から 2 か月以内														
	個 人	翌年の 3 月 15 日まで														
国民健康 保 険 税	普通徴収	期別納付				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期			
		一括納付				一括										
	特 別 徴 収	1 回		2 回		3 回		4 回		5 回		6 回				

【注意】

- ・ 市民税・県民税の給与所得に係る特別徴収は、6月から翌年5月までの12か月で徴収します。
- ・ 市民税・県民税の公的年金からの特別徴収は、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の計6回で徴収します。
※ 令和7年度から、初めて（改めて）年金特別徴収になる人は、10月から徴収します。
- ・ 国民健康保険税の特別徴収は、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の計6回で徴収します。
- ・ 納期限（各納期の最終日）が、土・日曜日、祝休日に該当する場合は、その次の平日が納期限となります。
- ・ 口座振替による納付の振替日（口座引落日）は、各納期の末日です。【P71】
※ 一括納付の振替日は、それぞれ第1期の納期限です。
- ・ このほか随時課税が発生することがあります。
※ 随時課税とは、修正申告や期限後申告、国民健康保険加入者の異動などにより税額が増額になる場合で、通常の納期で対応できない場合に、これ以外の納期限で課税をすることです。